

令和元年度

八代市議会経済企業委員会記録

審査・調査案件

1. 9月定例会付託案件 …………… 1

令和元年9月30日（月曜日）

経済企業委員会会議録

令和元年9月30日 月曜日

午後 1時01分開議

午後 2時05分開議（実時間40分）

○本日の会議に付した案件

1. 発議案第11号・やっしろ産トマト消費拡大推進条例の制定について

○本日の会議に出席した者

委員長 成松由紀夫君
副委員長 西濱和博君
委員 亀田英雄君
委員 北園武広君
委員 庄野末藏君
委員 高山正夫君
委員 増田一喜君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

山本幸廣君

○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長 沖田良三君

○記録担当書記 中川紀子君

（午後1時01分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

◎発議案第11号・やっしろ産トマト消費拡大推進条例の制定について

○委員長（成松由紀夫君） それでは、本委員会に付託されました発議案第11号・やっしろ産トマト消費拡大推進条例の制定についてを議題といたします。

まず、本委員会に本発議案の賛同議員がおられますが、説明等はございますか。

○委員（亀田英雄君） 議場で提案したように趣旨弁明はあったんですが、簡単にお話をさせていただきたいというふうに思います。

議場でも質疑等があったわけなんですけど、以前からですね、議会でも条例をつくる取り組みをしたかどうかというような発言をする、——会派の中でもそういう話がありました。今回、提案者の熱意とですね、指導力の中で、こういう条例をつくろうじゃないかということができた、そのための提案だということでございます。拙速とかいう話もあつとでしようばつてんが、まず、この八代のトマトの状況をみんなで共有して、取り組みを前に進めようじゃないかという提案者の熱い気持ちですので、その付近をちょっと補足したいというふうに思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに庄野委員、何かありますか。

○委員（庄野末藏君） 私は市場関係でもう何十年って市場におるとですけど、ここ2年ぐらい前からですね、トマトがキロ100円以下の価格で取引されておるし、パックなんかもう5円、10円ちゅうごた形で、2年間もうこれは継続して本当百姓自体も危機に瀕しとるということで、皆さん心配されておられた中でこういう提案を地元でですね、皆さんがされたので、私もああ、これよかったなど。これを起点にして、ほかの生産物もいろいろ拡大したらどうだろうかということで、私もそういうことで同意したような状況です。

○委員長（成松由紀夫君） 賛同されたちゅうことですね。

○委員（庄野末藏君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ただいまの説明に対しまして、何か質疑ございませんか。

○委員（増田一喜君） 生産者の役割とか事業者の役割とかっていうふうに決めて、ここの中にはうたってありますけども、そうやって生産者、——事業者の役割というのを盛り込んで決めるということになれば、それは市民に対する農業従事者だけじゃなくてね、市民に対してきちんと説明や意見とか聞かれたんだろうか。そういう必要はないとは言えないですよ。まあ、どっちかっていけば聞く必要があるでしょう。いつも言われるのは、市民の声、市民の声とか言われるけれども、そういうのはされたんだろうか。まあ、それは意見聴取や、協議とかいうのは、どの程度されたのか、わかるんですかね。

○委員長（成松由紀夫君） 賛同者にお尋ねですか。

○委員（増田一喜君） うん、もしあれやったら、そこらあたりは最初に言われた人からお聞きになってるのかなと。

○委員長（成松由紀夫君） それは多分、生産者だけじゃなくて、消費者であったり関係団体とか、そういった、——私も多少、先ほどの質問の部分とかぶると思うんですけども、多分、後ろ向きな今は質問じゃなくて、これを進めるに当たっては、例えば本市の責任であるとか、関係事業者、生産者、事業者及び市民の役割を明らかに云々とかっていう文言があるので、そこら辺の調整は図ってあるのかという質問だと思いますが。

○委員（亀田英雄君） 形式をとって、そのような調整を図ったかということになると、そういう過程は踏んでおらんとかなというふうに思います。だけど、ふだんの生活の中でいろんな生産者と交流する場面もあるはずですし、いろんな知人もおりますし、皆さん八代はやっぱ

り、トマトは八代の日本一の生産地という自負もありますから、そのトマトをどうにかせんばあかんばいという話はですね、ふだんの会話に出る話だというふうに思います。この委員会でもいろんな補助金の話が出るたびに大丈夫ですか、価格は大丈夫ですかというような話もしておりますし、その辺のですね、トマト農家の、——今回トマトに特化した話なんですけど、トマトが八代の経済を支えているという側面もありますから、この条例を出して、みんなで取り組もうじゃないかというような気持ちからの、このような形をとっての条例の提案となっているだろうというふうに思います。

また、ほかに形式については、いろんな、こう、今ありますから、県条例でですね、いろいろ。そのひな形からも参考にして取り組んだ条例の制定でございますので、そのような経過もあったということで、特化したものではないと。生産者にある会を開いて、アンケートをとってって話ではないということでございます。

以上です。

○委員（増田一喜君） 農産物の販路拡大とかですね、やっぱりそれを売ってそれを生活の糧に生産者がされておるものだからですね、それはやはり何らか助けるような意味合いのものがあってもいいのかなとは思いますが、トマトというふうに特化されておるような。だけん、果たしてトマトだけなのかなというふうなところがあつとですよ。だけん、これをもし、今この内容で決めてしまえば、これまた次、キャベツ農家だ、ほかのレタス農家もあるんでしょう、ハウレンソウもつくられるでしょう、そういうふうなこともあるし、かんきつ類なんかもやってる人もおるし、その人たちもやっぱり毎年同じ高値で売れるわけでもないし、やっぱ安く売らなきゃしょうがないという場面も出てくると思います。そうなれば、次々に、

これつくって、あれつくってというふうなことになりませんか、それでいいのかなど。

やはり条例といえば、国といえば法律に匹敵するような、八代市内の中ではですね、条例というのは法律に匹敵するような内容になってきませんか、それを1つのところに特化して決めてしまうちゅうのもいかなもんかなと思っんですよね。だけん、まあ、性急に議論して、きょう決めてしまうということじゃなく、もっといろいろなところから話を聞いて、やったほうがいいのかなというふうには思っんですよね。やはり調査して、やっていくというふうなことも必要じゃないかと思っっておるんですけれども、どうなんでしょうね、皆さんの御意見は。

○委員長（成松由紀夫君） いや、どうなんでしょうねというのは。いやいや、どうなんでしょうねちゅうのは、増田委員は今の話は継続という話ですか。

○委員（増田一喜君） まあまあ、だけん、結論としていえば、質問じゃなくて意見としては継続のほうで、いろいろ調査する必要があるのかなど。

○委員長（成松由紀夫君） そういう意味ですね。

ほかにございませんか。

○委員（西濱和博君） 今回、上程された新たな条例案ということで、私も文面ですね、2枚にわたっておりますけれども、熟読させていただきました。ちょっと長くなって恐縮なんですけれども、第4条には亀田委員からもありましたように、くまもと地産地消推進県民条例のことがうたわれておまして、この理念ののってというふうな表現がございました。私もこの条例、——平成21年3月につくられたようなんですけれども、全文読ませていただきましたら、今回、御提案の条例とほぼ構成といえますか、中身は似通った形の御提案かなというふう

に受けとめた次第です。

それが1点と、それと、今回の案の7条では、市民の役割ということで私が注目しましたのが、こう書かれてあります。市民は、農林水産業が果たしてきた多面にわたる機能、途中略しますけど、この多面にわたる農林水産業が果たしてきた多面にわたる機能の理解を深めるとともにとございますので、まさしく今回の案はトマトに関連する特化した条例ではあるものの、一方では農業だけでなく、さらには林業、水産業、そういったことを包括的に見据えた中でトマトの振興、消費拡大をいかにしていくべきかということをやたっていらっしゃるのかなというふうな受けとめた次第です。

さらには、第9条で計画的な推進ということとがうたわれております。ここには執行部ですね、市に対しまして農林水産業、健康づくり、食育及び商工観光に関する計画ですね、それぞれ多面にわたる、多岐にわたる計画の中に、このやつしろ産トマト消費拡大の推進に係る必要な施策を盛り込みなさいということでございます。恐らくこのことを前提として、第2項にある市長は議会に対してトマト消費拡大の推進に関する施策を報告し、また、市民に公表すると、そういう構成かなというふうな私自身、読み解かせていただいたところでございます。

そうしますと、ちょっと前置きが長くなりましたが、先ほど来、るるありますように、私たちそれぞれの議員さんも本市の特産物、とりわけ日本一の生産量を誇るトマトについては、これまでもそうだったし、これからもやはり一生懸命支援していきたいという思いは共通するところだと思っんですよね。そうしましたとき、ここの条文に書かれております、ただいま申し上げたような位置づけからするならば、ほかの農産物、あるいは林業、あるいは水産業について、果たして市は議会はどうするのかということも、逆に市民に説明を果たしていくというこ

とが求められるような思いもございますもので、すから、この条例案自体を否定するものでも何でもございませぬし、今後このトマトの消費拡大を図っていく上において、もし仮に今現在で課題があるとするならば、少ししっかり腰を据えて研究して、本来、生産者があるいは関係者が望むべきような方策というのをしっかりと議論を重ねていったらよろしいかなというふうに思うところでございます。

したがいまして、きょう、ちょっとにわかに条例案について、結論を急ぐよりも、今申し上げたような部分の位置づけをいま一度しっかり確認しつつ、本来、実効性の高いものとして何がいいかというのを議論を深めていったほうがいいかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに何か御意見ございますか。

○委員（亀田英雄君） 質問じゃなかったっですか。

○委員長（成松由紀夫君） 質問も含めてですけど、よかですか、進めて。

○委員（亀田英雄君） なら、よかです。どうぞ。

○委員長（成松由紀夫君） 今、委員外議員の山本議員から発言の申し出がっておりますが、お諮りいたします。委員外発言として山本議員の発言を許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員ですので、山本議員からの発言を認めることに決しました。

○委員外議員（山本幸廣君） 委員長初め、各委員の皆様方に心から感謝申し上げます。発言のお許しをいただきまして、この場で発言することを心から感謝申し上げるとともに、先ほど増田委員、西濱委員からの今回の条例に対する

意見等も今ここでお伺いをいたしました。

今回の条例というのは、皆さん御存じのように日ごろから農業関係に従事する人、そしてまた、議会としての提案をする、条例を提案するということでもありますので、大変重みがあるのは、私もそれなりのそういう思いを持って発議者として提案をしたということは、まずもって理解してください。これだけは理解してください。

県の条例等も基本条例から農業の基本条例、たくさんの条例があります、農業関係に。これはもう食と農とか、たくさんありますけども、今、西濱委員、それから増田委員言われましたように、八代市もたくさんの農産物があります。その農産物の中で例えればですね、今回のトマト消費拡大の条例というのは、緊急かつ今の現状を踏まえた中で、みんなで八代市民、そしてまた、いろんな事業者も含めてありますけども、意思の統一、共通の認識を持っていただきたい。そういう中でやつしろ産のトマトというのは、全国に消費をする中でも何かのですね、1つの柱を持って進んでいかなければ、やつしろ産というトマトの知名度が落ち、そしてまたブランドは落ちていく。そういう状況にあるということは、御理解していただきたいと思っております。

そういう中で、今言われました県の条例もそのとおりです。私も何回も条例を読みながら、そして今回の提案をしました。他市の状況の条例、これもたくさん私も読みました。そういう中で拙速の言葉はありますが、それは私ですけども、はっきり、このような場所でありますけれども、審議会をつくったり、そういうところをしたらどうかということもですね、私なりに何日も寝ないで考えたこともあります。けれども、今だということがなぜだったのかということをやはり価格の低迷、やっぱトマト農家の方々がもう夜逃げをしたい、そしてまた、税金も

払われないという状況にあるという状況を踏まえた中での今回の条例の発議ということで御理解していただきたいと思います。

ただ、増田委員なり西濱委員言われましたその意見、その発言については十分に私は理解をし、そしてまた、第一歩として、第2をそういう1つの過程の中です、みんなが意思疎通があればですね、それなりの判断をしたいと、そのように思っておりますが、今回の条例についてはですね、一歩も下がることはできません。そういう気持ちでいっぱいです。ということは、委員長、これは今の中で私の発議者の気持ちとしてですね、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 山本議員からの発言が終わりました。

小会します。

（午後1時17分 小会）

（午後1時31分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、本会に戻します。

何かありませんか。

○委員（増田一喜君） 先ほども言ったんですけどね、発議者のね、気持ちは十分わかります。わかりますけれどね、やっぱり条例ちゅうのは、そうそう簡単に制定できるものではないと、自分でもこれまでの議員生活の中で感じております。そして、関係者と協議したと言われますけども、直接やっぱり関係者の人たちとお話しして聞いてみたい。どういう気持ちなのか。先ほどもちょっと農業されてる人からね、ちらっと出て、ぬしどまそやんとば今ごろ言いよっとかいって、えらい暇ないそういう御意見もあったというふうに聞いておりますので、どういう状態であるか、果たして大半のトマト農家の人たちがそれを望んでるのかという、それも少し疑問な点があるからですね、それをやっ

ぱりきちんと確認して、そして必要であれば、やはり制定するという方向で議論を進めたほうがいいのかという、そういう気がしますので。

ただ、今回それを採決して、賛成か反対かみたいな話にはしたくはないと私は思います。継続という。

○委員長（成松由紀夫君） 継続の御意見はわかりましたけど、担当課の意見はいいですか。

○委員（増田一喜君） 担当課でしょう。いや、私は聞いてもいいんですけど、多分答え切れないと。まあ、私は予測しています。ただ、聞くだけはやっぱり聞かないけんでしょうね。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、本件について執行部からの説明を聴取したいとの意見が出されました。説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、執行部に説明を求めることといたします。

小会します。

（午後1時34分 小会）

（午後1時35分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部から説明を求めます。

着座のままで結構です。

○農林水産部長（沖田良三君） じゃあ、着座にて失礼いたします。

条例につきましては、先ほど議会の中で私たちも知るところとなりましたけれども、トマトの需要拡大に向けましては、今年度はトマトのPR事業としましてSNSでの配信動画等の制作もしておるところでございまして、最近の価格低迷を受けまして、市としてもできるところでの政策として進めていかなければならないと

ということで、今、取り組んでおるところでございますが、御承知のとおり、八代市にもかなりの特産品、トマト、イグサ、晩白柚、ショウガ、その他もろもろございますので、執行部としましては、地域の特性を生かした特産品全てについてですね、振興を図っていく必要があるというふうに考えておりますので。この内容としましては、私たちの施策を後押しするものになるかもしれませんけれども、まだ生産者の役割、行政の役割、その他まだまだ協議する時間が欲しいというのが率直な意見でございます。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） ただいまの執行部の説明を受けて何がございせんか。

○委員（西濱和博君） きょう示されたばかりという中において部長の御意見しっかりと理解できますし、受けとめさせていただきます。

今のお話を受けた中ですね、ちょっと先ほどから条例化ということの意味合いを済みません、私の私見ですけども、ちょっとあえて述べさせていただきますと思います。

国によると法律、市町村にあっては条例ということで、それはどういう意味があるかということ、法律は国民に対する契約、約束事、条例は市町村が市民に対する約束事だというふうに私は思っております。条例も幾つかタイプがあるというふうに思うんですが、理念条例と呼ばれるもの、広くこういった取り組みをやっているんじゃないかというような性格のものと、今回の場合については理念条例というよりも、やはり何がしかのてこ入れといいますか、取り組みを早急にやりたいという提案者の御意向もあるかなというふうに思ったところです。

読んでみますと、繰り返しになるんですけども、ここには市の責務、それから関係者の役割、さらには市は計画に施策を位置づけなさいよということがございますので、理念条例でありつつも、実効性のある責務を負うということ

は明白でございます。

したがいまして、今、部長からお話がありましたように、トマトに特化した条例である一方、農林水産部だけ捉まえても、いろんな市の特産品があるので、そういったものとの兼ね合いというの、やはり市としては広義的に見て、まさしく市民に対して、それぞれの部門の生産者との約束事を責任を持って果たしていくと、そういうのが求められるというふうに思います。

もしかしたら、理念条例の性格が強いのであれば、それよりも施策をですね、打ったほうが救済措置にはつながるかもわからないなという思いも一方ではあります。

条例というのは、繰り返しになりますけれども、市民との約束ですので、そこにうたわれている方々の責任が伴うということで、関係者との協議というのはしっかりとコンセンサスを図った上で、条例化の議論をすべきかというのは私の今までもこれに特化したことでなく、いろんな条例を吟味するときのスタンスです。

したがいまして、今の部長のお話と私の先ほどの意見は合致しておりますので、本当に根幹として、生産者に対して大事な手順を踏まえるのであれば、条例化も見据えつつ、ここで拙速な結論を導くのはかなり難しいかなというふうに思うところです。

以上です。

○農林水産部長（沖田良三君） 今、具体的な施策の話も出てまいりましたけれども、私たちが進める農林水産業の施策につきましては、八代市の総合計画並びに八代市の重点戦略に位置づけて、さらなる農業の振興ということで進めております。これはまさに市民向けの市の方針といいますか、施策を具体的にうたい込んだものでございますので、その中で私たちは今取り組んでおるといような状況もございまして、条例化につきましては、おっしゃったよう

に市民との約束事でございますので、それぞれの責務につきましては、少し調整する時間が私たちは欲しいなというふうにと考えると、率直な意見でございます。

○委員長（成松由紀夫君） 今、要するに理念と施策で、市のほうではそれぞれの総合計画を含めて、いろんな計画の中でしっかり取り組んで頑張っているんだということです。（「理解する」と呼ぶ者あり）

傍聴人に、議事についての可否の反応表明は議事を妨害することになりますので、静粛に、一番後ろの願います。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

山本さんじゃなくて、その隣ですよ。（「よかですよ」と呼ぶ者あり）よかですか。

○委員（亀田英雄君） 執行部、沖田部長の見解は伺いました。今回の推進条例というのは、先ほど西濱副委員長からありましたが、理念条例に近いものだというふうに、私はそこまでのどちらかということの話はしとらんとですが、私としては理念条例に近いほうだというふうには捉えて、この提案者の一人になったのですが、執行部の見解はそうだとすると議員提案と、議員がこの理念条例を提案して執行部の後押しをすると。今のトマト農家の厳しい現状、その緊急性を訴えて、みんなで頑張ってトマトを推進していきたいし、ひいては八代の基幹産業である第一次産業までを応援していけるような条例につながってほしいのかなと、その機会になればいいのかなというふうな気持ちでおります。

出し方とかいろいろあつとですが、その気持ちはですね、この提案の熱意と提案者の指導力のたまもので、やっぱりこう、なかなか進まなかったものがちょっと前に行きかけとつとつとで御理解いただいて、御賛同願えればなというふうに。次につながる条例だというふうな気持ちを持っております。執行部を応援するも

のだという気持ちです。執行部のそれは何かするということでは、——何かこう条例だけなのか、捕まえて何かするということじゃなくて、執行部の施策を応援するものだと。予算の出し方についてもですよ、これがあるから、これに取り組むという話もしてもらえば予算も認めやすいですたい、出しやすいし、そんな条例になればいいのかなというふうな気持ちで提案をしておりますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） 小会します。
(午後1時43分 小会)

(午後1時52分 本会)

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

小会中も含め、総じて言えることは、この条例について何ら真っ向から否定するような方向性ではそれぞれ皆さんありません。そこは一致していると思われます。その中で各担当課の意見であったり、それぞれの議員の皆さんの意見、発議提案者の思いであったり、そういったものを今出し尽くされたと思いますので、これからそれぞれ御意見を賜りたいと思いますが、よろしく願います。

○委員（亀田英雄君） 執行部の説明を聞きました。この提案というとは、議員発議なんですよ。執行部の気持ちは、きょう初めて見たけん、それは初めて見ましたというのが率直な話と。もうそこは理解いたしますが、このことは議員が提案したんだということの重みだというふうなことを御理解いただきたい。執行部に調整したわけでもないし、きょうあつて、このトマトの危機的な状況を救うための第一歩にしましょうじゃないかと、それが八代市の農産物の第一次産業の条例につながって、それが起爆剤になればいいんじゃないかというお話は先ほどさせていただきました。

手法はいろんな考え方があるという説明だつ

た。条例をつくるためにはこうしなければならないという話じゃなくて、有識者からしなければならないという話じゃなくて、いろんなやり方はあるという事務局の説明だったというふうに思っております。世に出ている既存の条例を参考にしながら、不備のないようにつくったつもりであります。手法はいろんな考え方があるということで、そのような取り組みもしました。その中で不備な点があれば、行政がつくった条例の中にもやっぱり不備な点があって、少しずつするじゃないですか。それでいいんだと思うんですよ。初めから完璧なもの出さなければいかんとじゃなくて、こういう取り組みをするということが大事になるというふうなことを考えて、ぜひ御賛同いただけたらなというふうに思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 採択ですね。

○委員（亀田英雄君） そうです。提案者ですから。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） 先ほども言ったんですけどね、やっぱり西濱副委員長も言われたようにですね、私もさっき言ったように、国においては法律、市町村においては条例でしょう。やはりその決まり、ルールというのをつくるのをいかに議員発議であろうと、やはりそれなりの手続踏んで、そして、ちゃんとやるべきだと思うし、また、委員会に出てきて、ほかの委員さんたちが、これ、ちょっとわかりづらいとか、これを関係者の人に聞いてみて、どう思っておられるのかって、それも聞いてみたいし、ただ一方的に議員発議として出したから、それはすぐ賛成か反対かしてほしいというの、いささか拙速なことだろうと思います。

やっぱり困るとるトマト農家さんをですね、助けるという意味合いから条例という話になっ

てきたんでしょうけれども、それからすると私はトマト農家に特化したこういう条例をつくるのは賛成しかねるちゅうことです。反対じゃなくて賛成しかねると思います。それだったら、先ほど執行部のほうが言ったように、施策をもって手助けしてやる、支援してやるちゅう方法のほうがもっと実情に合ってるのかなと。

ゆえにですね、私としてはもっとこの中身をなぜこういうふうなことが必要なのかと我々自身も理解したいから、継続して調査をしていただければと思っております。

○委員長（成松由紀夫君） 継続ですね。

高山委員、何かありませんか。

○委員（高山正夫君） 私はですね、一応こういったトマトを売る中では、トマトに特化した条例というのは、ありだとは思っております。

ただ、先ほど部長のお話とか、増田委員のお話聞きますと、やはりそれだけに特化したものでいいのかという、私もきょう初めてこの条例見せていただきましたので、議員発議条例の重み、それと、いろんなこういった地方の条例の重みというのも十分理解してますので、まだちょっと拙速かなちゅうことで、もう少し検討させていただきたいという思いでございます。継続でお願いしたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） 継続ですね。

○委員（北園武広君） 今回の一般質問最終日のときに、八代産の農産物の件で農林水産部のほうに一般質問したわけですけども、その際、八代においてはですね、県南の一番の生産地ということで認識しながらも、トマト、イグサに関しての日本一という地位を築き上げたということはですね、本当に農家、また、農業団体の結束があったからこそだったんだろうなというふうに思います。

ただ、それでいくなれば、今回のこの消費拡大の推進条例に関しては、私自身、個人的にはですね、八代の農産物全般を網羅した推進状況

であるのであれば、2ヘクタール以下の生産農家が6割もおられるということで、一般質問のときにお伺いしたんですけども、その生産者、大体私の地元当たり、面積当たりも小さいわけなんですけど、話をしていく中でもですね、話をしやすいのかなというふうに思ってます。

この消費拡大の推進条例に関してはですね、大賛成です。ただ、一部に特化するというのは、ちょっとですね、私ももう少し内容を精査していったほうがいいのかなというふうに思いますし、第2条の定義の中で事業者の位置づけとといいますか、書いてあるんですけども、八代市内でやつしろ産トマトの流通、または飲食の提供を行う事業者というふうに限定されてある。消費拡大を進めていく中では、やっぱりどうしても九州管内、また全国に広めていく必要もありますし、市内外の業者さんとかも携わってこられますので、できましたらもう少しこの辺の内容の精査とかも継続的に審議していただければなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 庄野委員。

○委員（庄野末藏君） 私は亀田委員の意見と同調で、賛成です。

○委員長（成松由紀夫君） 理由はないんですか。

○委員（庄野末藏君） 理由はもうさっき言われたとおり。

○委員長（成松由紀夫君） 賛成ですか。

○委員（庄野末藏君） 賛成。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに。

○委員（西濱和博君） 先ほどまで私が発言したのと重複する部分もあるかもしれません。お許しいただきたいと思います。

一つは、今回の発議の背景には、非常に逼迫した生産者の状況があるというのは重々わかりました。そこに手を差し伸べるためには、公的な立場として条例化することが最優先に必要な

のか、あるいは条例化も検討しつつも、その現状に対応できるような方策はないかというのを継続してですね、議論を深めるということも一方では考えなきゃいけないのかなと改めて自問自答したところがございます。

先ほど小会中に、条例化に向けたプロセスも御丁寧な説明がありまして、私も以前、条例を行政の立場で議会に提案する場合、それから議員立法とといいますか、議員発意である場合の両方をちょっと調べたことがありまして、今回のケースは、案についての形式審査という部分では、大きくは影響を及ぼさないんじゃないかなという意見もあったかに受けとめたところですけども、条例化するに当たっての内容審査に至るプロセスとして心配な面があるというのも専門的見地から話を伺ったところがございますので、1回条例化すれば改正するときには改正するだけに足りる改正理由も必要だということで、一義的な条例化するときには、やはり慎重を期すというのはスタンダードな対応かなというふうに改めて認識したところがございます。

したがいまして、せっかく当事者たる生産者の方への対応を考えるというのであれば、やはり内容をしっかりと関係者と一緒に議論して、一定の方向性を導き出すというのが臨まれる形かなというのは、先ほどのスタンスと私は変わらないところがございます。

したがいまして、発議の根底は十分理解するものの、今回については、もう少しじっくり内容を審査という部分も含めて熟慮したほうがいいかと思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、皆さんにお尋ねをし、全て意見は出尽くしたかと思えます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、本件に

対する御意見等はございませんか。

○委員（亀田英雄君） 今、意見も申してきたんですが、何遍も重ねて申し上げます。提案者の熱意と指導力です。せっかく取り組んだ条例案でございます。どうにかしてですね、みんなで取り組む中で、少しでも前に進んでいけたらなというようなことを思っておりますので、採択ということをお願いしたいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） 意見ですね。

○委員（亀田英雄君） そうです。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、小会します。

（午後2時03分 小会）

（午後2時03分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

本件に対する御意見等はございませんか。いや、もう出尽くしてありますが、さらに。

○委員（増田一喜君） 今回のこの条例案には賛成しかねます。しかしながら、やはり考えるところがあると思いますので、一応、継続にして委員会として調査をお願いしたいと思いません。

○委員長（成松由紀夫君） 御意見ですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、それでは、継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

発議案第11号・やつしろ産トマト消費拡大推進条例の制定については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

次に、閉会中の継続審査の件についてお諮り

いたします。

当委員会に付託となっております発議案1件については、なお審査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって経済企業委員会を散会いたします。

（午後2時05分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年9月30日

経済企業委員会

委員長